

第2回 札幌市動物愛護管理推進協議会

議 事 録

日 時：平成28年8月3日（水）午後7時開会

場 所：札幌市保健所WEST19 2階 大会議室

○黒川所長 第2回開会させていただきたいと思います。札幌市動物管理センター所長の黒川です。どうぞよろしくお願いいたします。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。

なお、本会議ですけれども、前会議同様公開で開催しておりますので、議事の内容について議事録として札幌市のホームページで公開することになっておりますので、あらかじめご了承ください。

初めに、本日の出席状況、配付資料について確認いたします。

委員の出席状況についてですが、13名の過半数に達しておりますので、札幌市の動物愛護及び管理に関する条例施行規則第15条によりまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、座席表、資料の1としまして、札幌市動物愛護管理推進計画の骨子案、資料の2としまして、札幌市動物愛護センター、仮称ですが、立地条件の検討について。また、資料の3としまして、札幌市動物愛護センター（仮称）の施設内容の検討について。さらに、参考資料ですが、札幌市動物管理センター事業概要平成27年度統計がまとまりましたので、本日お配りしております。また、前回の会議でもご要望がありましたが、京都市の動物愛護センター構想案に対するパブリックコメントの結果について参考資料として配付しております。

以上でございますけれども、足りない資料等ございませんでしょうか。もし会議の途中でもお気づきの場合は、挙手をしてお知らせをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。議事の進行につきましては、高橋会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 高橋でございます。それでは、第2回目の札幌市動物愛護管理推進協議会ということで、今、所長のほうからお話がありましたとおり、中心的には、資料1の推進計画の骨子案、それから立地条件の検討についてと施設内容の検討についてということで、この資料1、2、3、わかりましたでしょうか、その内容で進めていきたいと思います。

それでは、動物愛護管理推進計画の骨子案についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○上田職員 よろしくお祈りいたします。札幌市動物管理センターの上田です。

前回は基本構想に基づく推進計画の位置づけなどについて説明させていただきましたけれども、骨子案として第1章から第10章にまとめたものを皆さんに資料として配付しております。計画の目次から紹介していきたいと思います。

第1章計画策定の趣旨から始まりまして、第2章動物愛護管理行政の課題、第3章計画の基本的な考え方、第4章施策推進の基本的な姿勢、第5章計画の推進体制、ここまでは

札幌市の動物愛護管理基本構想で既に大方まとめていた内容ですので、そこに倣った内容になっています。第6章数値目標、第7章目標実現に向けた三つの基本施策、第8章具体的施策、第9章動物管理センター（施設）の位置づけと名称、第10章動物管理センター（施設）の機能強化という形で、第1回の会議で紹介しました福岡市の計画を参考にしながら作成しています。

それぞれについての説明ですが、第1章から第5章及び第7章につきましては、簡単に説明させていただいて、本日は、第6章の数値目標、第8章の具体的施策について主に議論していただきたいと考えております。また、第9章、第10章の動物管理センターのこれからの施設の位置づけ、機能強化という面については、今回会議の後半部分でお話したいと考えております。第1章から第5章と第7章については、まとめて説明します。

第1章については、計画策定の趣旨ということで、全国的に抱える動物に関わる問題のこと、それに対する国の動き、北海道の動き、そして当札幌市では独自に対策をとっていく動きを積極的にしていく必要があるという流れをまとめております。

第2章につきましては、動物愛護管理行政の課題ですけれども、これも基本構想で示してあるまま、三つの事項を重点課題として定めております。動物に対する愛護について、飼育動物の適正管理について、動物の飼育環境への配慮についてです。

第3章については、計画の基本的な考え方、基本構想で掲げる目標というものが、人と動物が共生する社会の実現、そして人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろを目指しますということで、目標に掲げています。その基本構想に即して、具体的な数値目標を明確にするとともに、この目標を達成するための役割、そして実施施策の設定をすることによって計画的に進めるために推進計画を定めることとしております。

今回確認をしておいていただきたい部分としては、この計画は10年物の計画を考えております。他都市の例でも同じですけれども、法律の改正に対応していくことはもちろん、計画の進捗状況、目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画の見直しを行っていくつもりです。4番、対象地域は札幌市内全域です。

続きまして、第4章に進みます。施策推進の基本的な視点ということで、関係者の責務と役割の明確化をここでも改めて示します。条例でも、それぞれの責務を明確にするという役割を果たしてはいるのですが、こちらでも改めて書いています。行政の責務、市民の役割、飼い主の責任、動物取扱業者の責務、動物関係団体の役割の5つです。

そして、動物関係団体との連携と協力体制の構築ということも、基本的な視点の一つとして定めさせていただきます。つまり、それぞれ関係者が責務と役割を認識した上で協力していきましようということです。

続きまして、第5章の計画の推進体制ですけれども、こちらの図で示しているとおり、推進協議会の評価、助言、提案を得ながら、札幌市として基本構想に基づき条例の制定、推進計画の策定、そして動物管理センターのあり方の検討を踏まえた上で施策の実施を行っていきます。目標は、人と動物が共生する社会の実現を目指していくことです。その中

で、行政だけでなく市民、獣医師会や動物愛護団体、教育機関、動物取扱業者、この市民には飼い主も含まれてきますが、この大きな全体での連携と協働を計画の推進体制としております。

二つ進みまして、7章です。目標実現に向けた三つの基本施策です。基本構想にならって、動物愛護精神の涵養、動物の適正管理の推進、動物の福祉向上を基本施策として定めております。具体的な細かい施策については第8章でまとめておりますので、ご検討いただきたいと思っております。

次に、第6章の数値目標について。数値目標については、札幌市からの案として三つ挙げております。

一つ目が犬猫の殺処分実質ゼロの達成と継続、「殺処分ゼロ」ではなくて「殺処分実質ゼロ」と書かせていただいたのは、回復の見込みのない負傷動物に対する苦痛緩和としての安楽死処分は、除かせていただいています。

二つ目、犬猫収容頭数、1年間の収容頭数の半減。具体的な数字については、平成27年度の数値を基準として、39年度の目標として犬が234頭収容だったものが117頭を目標とする。猫が1,252匹であったものを626匹にすることを目標として掲げたいと考えています。

そして、三つ目は、犬の狂犬病予防注射実施率80パーセント。狂犬病が海外から入ってきたときに70パーセントの予防注射の実施があれば蔓延を防ぐことができるというお話がありますけれども、登録率自体が100パーセントではないと言われておりますし、僕らも普段の啓発活動の中で感じています。それを考慮すると、少なくとも登録犬の中では80パーセントを目指していきたい、もちろん登録の実施については、啓発強化をしていきたいと考えております。

次が、第8章の具体的施策についてです。先ほど7章の説明でありました三つの基本施策とのつながりをあらわすように表示しています。資料にある項目のうち、左側に白いマルがついているものは強化する項目、もしくは新しい施策を示しています。そして、愛護精神、適正管理、福祉向上、この四角は基本施策とのかかわりを示しています。

大きく8項目に分けました。一つ目が動物愛護思想の普及啓発ということで、イベントの実施、教育活動に力を入れていくということを考えています。こちらについては、これまでのイベント、教育については、動物に興味のある人もしくは飼い主が対象となっていたのですが、今後は、ひろく市民全体を対象として、学校教育との協働にも力を入れていきたいと考えております。

二つ目のグループは、動物愛護管理行政を担う人材の確保と育成。まずは、我々動物管理センター、動物愛護センターの職員、並びに動物愛護推進員、そして協力いただいているボランティアの方々について教育を行っていきたい。なるべく能力を高めていって、より効率的に進めていきたい。登録ボランティアの制度については、今は動物の譲渡に関するのみボランティアのみですが、犬猫のトリミングや散歩、治療等についても登録ボラン

ティアの活用と活動支援を考えております。

そして三つ目は適正飼育の普及啓発です。新しいものとして、センターでの譲渡前講習、動物との十分な相性確認と、一般の飼い主に向けた動物飼育後の飼育相談やしつけ教室について、力を入れていこうと考えています。こちらの項目の中に、条例で新しく規定されました特定犬や多頭飼育に関する啓発活動も含めております。

また、飼育動物の話が中心ではあるのですが、犬猫の飼い方について考えるガイドラインも作成する中に、飼い主のいない、いわゆる野良猫への対応についても、しっかり考えていきたいと思っております。

4番目のグループは、動物取扱業者に対する監視指導の強化。動物取扱業者と特定動物飼養者の監視指導について、これまでどおりの部分を継続していきながらこれまで以上に監視指導の強化と、動物取扱業者については、動物取扱責任者の方に1年に1回受けていただく研修会について、今はかなり大勢で同時に受けていただく研修会ですが、それぞれの専門というか、お店に合わせた研修会というものをやっていきたいと思っております。

そして、5番目のグループです。犬の登録、狂犬病予防注射実施率の向上については、啓発活動が中心となります。

6番目、災害時における対応体制の構築、こちらは全ての項目について強化または新設になっています。災害時の動物対策マニュアルを充実させていくこと、災害時の対応方法についての周知について力を入れること、そして皆さんとの協力の中で、災害時の支援物資や人員の受け入れ体制、実際に災害があったときにどう動いていくかという体制を整えることとしています。

そして、7つ目のグループ、保護収容動物の福祉向上ということで、センターに収容された動物について、これまでは、捕獲、保管、そして殺処分という流れだったのですが、これからは、長期収容にも対応しながら譲渡を推進し、殺処分ゼロの継続を掲げています。ですので、長期収容している動物について、感染症の予防とストレスの緩和を行うこと、傷病動物、負傷動物についての診断と治療を行うことを考えております。また、譲渡までの間に動物に対する体調管理以外にできることとして、しつけや訓練というものについても力を入れていきたいと考えております。

最後、八つ目は動物の遺棄や虐待の防止です。こちらについては、一つもあってはいけないものとして、しっかり対応していきたいと思っております。こちらとしても啓発活動はもちろん、警察、学校、獣医師会、その他について、もっと連携体制をしっかり構築して防いでいきたいと考えております。第8章は以上になります。

第9章と第10章については、先に紹介しておく部分として、第9章、動物管理センター施設の位置づけと名称については、基本構想をそのまま引き継いでいます。特に教育や多くの市民が集って学習、交流するという部分については、力を入れて目指していきたいと考えております。

9章の二つ目、名称については、過去にあり方検討委員会でも検討いただいたのですが、先に名前だけが変わって役割が伴っていないというふうになっても困りますので、検討を継続していくこととしています。

第10章施設の機能強化については、今回お配りしている資料2、資料3を参考に後半また議論していただければと思っております。

すみません、長くなりましたが、こちらで説明は終了です。よろしくお願いします。

○高橋会長 ありがとうございます。ちょっと長い説明でしたので、何かわかりづらいところ、ご質問があれば出していただきたいなと思います。この1章から5章までのところは、前回のところでいろいろ議論をしまして、事務局のほうからお話がありましたが、特に今日はほかの質問がなければ、第6章の数値目標ということで出させていただいております。それから第8章のところでは、具体的な施策についていろいろ書かれておりますので、この辺のところを中心に議論をしていきたいなと思います。まず、今のご説明の中でどこか質問があれば挙手をしてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。何かありませんか。どんなことでも構いません。どこか聞きたいことがあれば、よろしいですか。樋原委員。

○樋原委員 第8章の6項目の中ですが、先ほど少しだけ施設という言葉は聞いたのですが、この3項目の中プラス、被災地における被災動物の収容施設についても入れられたらどうかと思いますが、その辺についてご質問させていただきたいのですが、どういう構想にあるのか。

○高橋会長 事務局で、この辺のところ何か、ご説明はできそうでしょうか。

○黒川所長 現在の想定ですけれども、今のこの動物対策マニュアルの中に若干記載が、これは内部的なマニュアルであります。その中で、北区の福移支所であったり、あるいは西区八軒の前の公園がございますので、そういったところにプレハブなどを設置して収容するようなことを今想定はしてございます。

○高橋会長 よろしいですか。この辺のところは、後の資料2、3のところでもまた議論いろいろ出てくると思うんですね。今のこれ、どんな形で役割を担っていくかというところでは、多分災害時には相当重要な役割をしていかなきゃいけないと思いますので、そのときにまた、樋原さん、できればご発言をお願いしたいと思います。

それでは、5章まではよろしいですね。6章の数値目標のところ、一応1、2、3というふうにして、一つはいずれ殺処分実質のゼロということ、2番目は収容頭数の半減ということ、3番目は狂犬病予防注射実施率80パーセントという数字が出されておりますが、

この辺のところについてどなたかご発言ありませんか。

○佐藤委員 この数値目標として、収容中に死亡している数というものもぜひ表面化して目標として掲げていただきたいなと思います。

○高橋会長 このゼロの中には、収容中の死亡に関してはどういう処理に。

○黒川所長 現在の統計としては、殺処分の中には含めてごさいません。殺処分は、あくまで我々が判断して処分している数ということで、生きる力がなくて収容中に亡くなったものについては除いています。

○高橋会長 それはそれでよろしいですね。でも、統計的には出てくるわけですね、そういうのも。ちゃんと収容中に亡くなっているということは。今ここで言うのは、人間の力で殺処分をする場合の頭数、その数字ということですね。そののところ、もうちょっと説明をしておいたほうがいいのではないかなと思います、いかがですか。

○黒川所長 事業概要の15ページに犬の統計と猫の統計がごさいますが、この実績数値の一番下の合計の前のところに「その他」として記載してありますのが、主に収容中に死亡した数になっております。

○高橋会長 わかりました。これについてよろしいでしょうか。表現としては出てはいるけれどもわかりづらいですね。

○佐藤委員 第6章の目標というふうになっているので、施設の保管の向上にもつながるのかなということで、収容中死亡という数がやはり依然と多い、これが200近くで、収容中に亡くなってしまうということが起こっている、そちらもぜひ数値目標の中に入れていただけたらなと思います。

○高橋会長 わかりました。
はい、どうぞ。

○菊地委員 菊地といいます。行動学を専門としています。先ほどお聞きすればよかったのですが、1番の殺処分の実質ゼロというところは、米印のところ、見込みのない負傷動物に対すると書いているんですけど、行動学的な部分で、例えばそれこそ見込みがなく、非常に攻撃行動がある場合というのは含まれないということですか。殺処分の対象にはならないというふうには考えているのでしょうか。

例えば聞いているポイントというのは、イギリスとか欧米だと、非常に攻撃性が高い犬もしくは猫は殺処分するということが結構あったりするんですけど。

○上田職員 説明させていただきます。ここ数年の短い経験ではありますが、特に犬について、攻撃性がどうにもならないという例が今まで経験がないというので、甘い見込みになっているかもしれないです。これまで攻撃性を理由とした殺処分はしないと考えて長期収容で対応してきた中では、半年以上の収容で、日常のお世話はできるというところまで至った上で、あとは飼い主さんに委ねるということで一応譲渡につなげることができていました。神経的な疾患だとか感染症による攻撃性というものが疑われないのであれば、殺処分はしない方向で考えています。猫についても同様です。

○菊地委員 わかりました。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。その辺のところでは何かご発言は。

○桂委員 2番目の収容頭数の半減についてお聞きしたいのですが、飼い主がわかっている収容犬猫とわからないのがあると思います。わからない不明な犬猫に対して、所有者明示措置を取り組むとなっていますが、この所有者明示措置というのは、具体的にどのようなことを示していますでしょうか。

○黒川所長 一般的な鑑札の着用、あるいはマイクロチップの推進ということを考えております。

○桂委員 猫においてはマイクロチップということですか、わかりました。実際、管理センターさんの中で収容されている犬猫が、飼い主が持ち込むという飼い主がわかっているものと不明なものとの割合はどうか。多分このほかに入っているかもしれないですが。

○黒川所長 明示してあったかどうかという統計になると、ここには載ってないですけども、飼い主さんに戻ったということであれば、返還という数字でこの15ページには載ってございます。付けていた、装着していたということに戻るという例は、まだまだ少ないという印象は持っています。

○桂委員 この質問した意図というのは、飼い主さんがわかっているならば、まず持ち込む前の措置ができる。そして、持ち込まれた後もいろいろ探して返還ができる。ただ、飼い主不明の、特に猫かと思いますが、持ち込まれたときには、ほとんど飼い主のもとに戻るといふ例よりは、新規の飼い主を探すということでの減少措置しかないかと思うんですね。

そうなる、先ほどのなれてない攻撃性もあるという猫がいて、馴化が必要であるとか、果たしてこの収容頭数を減らしていくための具体策として、飼い主の不明な動物の処置をどうするかという具体的な策がここには盛り込まれてはいないので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○黒川所長 具体的には飼い主のいない猫の対応が大きいのかなと思いますけれども、これは8章のほうで、3の犬猫飼い方ガイドライン札幌版の作成（飼い主のいない猫への対応を含む）、この中で具体的な対応というのは、いろいろなところでまち猫といった対策がとられていますけれども、そういったところもご意見をいただきながらというふうにご考えております。

○桂委員 わかりました。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほかどなたか何かありますか。この6章の数値目標のところですけども、よろしいですか。

○菅委員 菅です。3番目の犬の狂犬病予防注射の実施状況ですが、統計の25ページに第一種動物取扱業の施設件数がありますが、この方々が登録している犬の狂犬病の予防注射の実施率を教えてくださいたいと思います。ここでの第一種動物取扱業者の登録件数が何件ぐらい、何頭ぐらい登録をしていて、そしてその接種状況はどうなのか教えてください。

○高橋会長 わかりますか。

○上田職員 今お話しいただいた数字というのは、出すことができていません。今のところは、登録と注射の実施については指導させていただいていますし、販売業者の方々などについてはその啓発も担っていただいている部分もありますけれども、幼齢動物の販売が特に多いので、1回の接種があるかないかのタイミングで販売されてしまうことが多いということもありまして、そこまで接種率は高くないのではないかと考えています。

○菅委員 私は、専門学校で学校をやっています。学校の特徴として、学校では動物を飼養してなく、実習で使わせていただく犬については、一般家庭犬、それからブリーダーさんから提供を受けて実習に来ていただいております。昨年から私こちらの学校の担当になっているのですが、一般の家庭犬については、年齢、狂犬病、ワクチンの接種状況については非常に良好で困ることはないのですが、実を言うとブリーダーさんから多々そういう問い合わせというか、グルーミングをしてほしいとか、そういうふうに来るのですが、この狂犬病の接種状況において、ほぼ去年は全部のブリーダーさんからの依頼を断らせて

いただいています。そういうことを考えると、今、上田様がおっしゃったように、かなりこの接種状況というのは悪いのではないかと思います。それで頭数を数えていって、そこが、こういう取扱業者ですから、そういうところがきちんとこの法令を守ってやるということになると、札幌市のこのパーセント状況が、今70パーセント程度と言われていますが、もしかしたら3パーセントから5パーセントぐらいは上がってくるのではないかなと思っております。その辺がしっかりわかってから数字を目標として出していく、もしくはそういうようなことも踏まえて数字の目標をつくっていくのがよろしいかと思います。

○高橋会長 何かありますか。

○黒川所長 すぐにそういった数値を上げるというのはなかなか難しいかと思いますけれども、計画策定までにできる範囲の把握を行いまして設定したいと考えております。

○高橋会長ありがとうございます。そのほかに何かありますでしょうか。

○滝口副会長 北海道大学の滝口ですけれども、先ほどの菊地委員のご発言にも少し関連するのですが、回復の見込みのない負傷動物という言葉、負傷というと、一般に何か傷を負ったとかそういう印象を受けると思うんですね。もう少し適切な言葉が何かないのかなというのと、もう一つ、譲渡に適さないという獣医学的な判断というのも、やはり必要なのではないのかな。殺処分の実質ゼロを目指すというのは確かに美しい目標だとは思いますが、逆に自治体がそれを追求し過ぎたがために、ボランティアの方々への負担というのが増しているということもあるかもしれませんし、その辺の詳しい状況は私はちょっと把握してございませんが、一方で、悪徳業者といえますか、そういうところで殺処分が社会的な問題になったというのも事実だと思うんですね。ですから、あくまでも行動学的な知識も含めて、譲渡に適さないという状況というのものも、美談ばかり追求しても誰も幸せにはなれないと思うので、譲渡される犬と受け取った新しい飼い主の方がともに幸せになるためには、それに適した動物かどうかという判断というものは、そのプロの方の判断が非常に重要なのではないのかなと思うので、余りゼロというのを達成継続という大きな目標というのは、ちょっと私としては違和感があるというか、そこばかり追求するのが本当に正しいのかなと。ボランティアの方々実質どうなのでしょう、相当負担が増えてきてはいないのですか。そういうところもちょっと聞きたいなと思います。その辺も勘案した上で、数値目標を設定されたほうがいいのかないのかなと思います。

○高橋会長 ちょっとその辺のところの話、言ってください。

○菊地委員 時間もあろうと思うので簡単に言うと、その行動学的な部分も、滝口委員がお

っしゃっていたように基準を設けていただければと思います。どういう攻撃性があるから処分すべきというのはなかなか難しいかもしれないですけども、そういう犬が来た場合は、それこそ専門家の意見を取り入れて、処分するかどうか、もしくは処分せずに新しい飼い主を見つけるかどうかを考える、何か基準を設けたほうがこの件に関してはいいんじゃないかなと思います。

例えば欧米ですと、アセスメントというのがあって、その犬猫が行動学的にどういう行動をしてというチェックリストが全部あるんですよね。ですから、そういうのをつくっていただきたいなというのを第6章で言おうかなと思っていたところですけど、そういう何かチェックリストを設けて、どうするかというのをつくっていかれたらどうかなと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。菊地さん、もう一つお聞きしたいのですが、先ほどアメリカあたりは結構そういう場合には安楽死するという、アメリカはそういうチェックリストか何かを持っている。

○菊地委員 あります。

○高橋会長 その中のスコアでもってやっていると。

○菊地委員 そうですね。だから、これぐらい攻撃性が強いと恐らく私たち行動学の専門の者が入ったとしても難しいだろうと、その判断をしないといけないので、それは飼い主さんお互いのためということで、殺処分を考えるということにはなっています。

○高橋会長 ありがとうございます。このことは少し考えたほうがいいかもしれません。ほかから見られても、きちっとこういう形で私たちはやっていますよということをはっきり示していく一つの材料にはなると思いますね。意外と、愛護センターがあちこちにできてから、殺処分ゼロという言葉に行政は相当苦勞して、そこに持っていきこうというのは、北海道も最初はそうだったのですが、だんだんそれが変わってきて、無理しなくてもゼロになっていっていることだけは確かなので。でも、今度この中で殺処分をせざるを得ない部分、もしくは本当に譲渡できるような状態じゃない場合はどうするかということは、この条例のどこかに入れてきちんと見ていく必要があるかもしれませんので、このことはちょっと後でまた検討することができればしたいと思います。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○上杉委員 当会は北海道内の保健所から、攻撃性があるため殺処分が予定されている犬

を引き取ることも多々あります。保健所の環境では攻撃的でも、当会で引き取った後、数日たつとなれてきて違う側面が見えたりもします。こうした犬の多くは、性格的に臆病なために自己防衛する手段として攻撃行動に出ることが多いと思いますので、もしこういった基準を設けるのであれば、長期間様子を見て複数の第三者も含めて観察するという事は必要だろうと思います。

○高橋会長 そうですね。そここのところは言えますよね。環境も違うだろうし、収容施設に入ったときのその子の状況が全然変わってきますので、そここのところはきちっと考えた上で。ですから、ボランティアの人たちと連携をしていくということは、少しでも間違っただけで殺処分をすることがないように状況には持っていけるのではないかなと思います。ありがとうございます。

そのほか、ここの部分で何かご発言あれば、よろしいでしょうか。

では、第6章の数値目標のところについては、これで一旦終わらせてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、先ほど所長のほうから言われました第8章のところ、ここも1番から8番までいろいろ出てきますし、今の話と重複するところも出るかもしれませんが、ここの中身について、どなたか口火を切っていただいて検討してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○片山委員 市立大の片山です。この項からですと、新しい施設を建てたいという前回の合意があったと思うんですけど、新しい場所が必要であるという趣旨の文章がもう少し、新しくお金をかけて施設が必要であるという趣旨の文言がもう少しあったほうが良いと思います。

というのは、例えば1番の思想の普及啓発のところだと、保育園や幼稚園でやるとか、出前をしてやるとか、インターネットで伝えるというようなことが書かれていて、少しも新しい物理的な場が必要であるということが書かれていない。3番目も、公園で散歩講座をやるとか、少しいくと、唯一収容場所の確保というのが、場所にかかわる趣旨ですけども、この辺の面積的なこととか、新しい建物がどうしても必要だという内容がもうちょっとあったほうが良いかなと思いました。これだとソフトで解決できるのではないかと捉えかねないかなという懸念があります。

○高橋会長 ありがとうございます。これについて、所長、どうぞ。

○黒川所長 こちらの計画ですけれども、この会としては新設が絶対必要であるというご意見を前回いただいているのですが、市として、本当に新設するかどうかというのはまだ検討途上にあるという状態でございます。こちらの計画の案は、動物管理センターだけで

はなくて、市の上層部、中枢部に確認をいただいて今回この会議に出させていただきますので、必ず施設がないと進められないという文言は、盛り込んでいないものになっております。

○高橋会長 盛り込めない、でも、きょう最後の2番目と3番目の資料の中では出てくるわけですね。

○黒川所長 そうですね。機能強化が必要であるという検討の中ではそのような形、この会としては必要であるということですが、この計画は平成30年からスタートするというので10年間の間に何らかの改善が見込まれてはいるのですが、それがないと絶対できないような施策ではなく、今の施設を何らか工夫して少し改善したらできるとか、そういったものを中心に骨子としては挙げさせていただいております。

○片山委員 どうしても新築でとかそこまでの説得は協議会では難しいかもしれないですが、場所にかかわる協議会としての合意というか、意見というのは、こういった形で盛り込まれることになるのですか。

○黒川所長 後半の議題で、施設の立地条件ですとか場所についてはご意見いただくことになりますので、そちらのほうでは推進協議会としての意見を述べていただければと思います。

○高橋会長 資料の2番目のところで、札幌市動物愛護センター（仮称）立地条件の検討というのが、きょうの議題にも一つあります。それから、動物愛護センター施設内容の検討というのがもう一つ、この三つ、きょう皆さんとお話する大きなテーマがあるので、こここのところ強く先生の発言をさせていただいて、バックアップをしていただければと思います。よろしいでしょうか、ありがとうございます。

ここでは、どちらかというソフト的なことですが、最初の動物愛護思想の普及啓発の方法について、もう一つ、動物愛護管理行政を担う人材の確保について、それから適正飼育の普及啓発、動物取扱業者に対する監視指導の強化、そして次のページにあって、犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上と、先ほど出ました災害時における対応の構築、それから保護収容動物の福祉の向上、そして動物の遺棄や虐待の防止、この8項目について、ここに書いてある中で何か別のご発言、もしくはここはもう少し強調すべきだということがあれば出していただければと思います。

○大屋委員 大屋です。よろしくお願いたします。6番ですが、災害時における動物対策マニュアルの遵守と書いているのですが、このマニュアルというのは、もともと札幌に

はあるものですか。以前、熊本のときにちょっと気になったので検索させていただいたのですが、すぐには見つからなかったのですが、もしこのマニュアルが、現在、札幌市としてあるのであれば、それをここで見せていただければ、それに対してこれはこうしたほうがいいという意見は言えると思うんですよ。

あと、先ほど何かあった場合に八軒の隣の公園と福移支所の2カ所を開放するようなお話をされていたのですが、札幌市全域となると、その2カ所だけで被災された動物は収容可能なのでしょうか、今の段階で。

○黒川所長 実は、まだ万全という体制ではないという状態ではあります。大ざっぱな試算をしております、それはほかの分野の災害対策もそうですが、全市民が被災しているというようなことになると施設の整備が過大になります。例えば札幌市の3分の1が被災した場合にそれに対応するストックを用意するとか、そういう考え方でいろいろな災害整備がされていると思います。今の段階で収容できる場所というのは、まず確保できる場所というのを想定していますけれども、もちろんほかにご協力をいただいて、我々のセンターだけではなくてそういった収容場所が確保できるということになれば、このマニュアルの充実というところに盛り込めていけるかなと思っております。

現在、このマニュアルというのは、内部的なマニュアルにとどまっております、中には本当の役所の内部的な連絡先とかそういったものも入っているようなものですが、充実した段階ではそれを公表してということにはできるかと思っております。

○高橋会長 どなたか。はい、どうぞ。

○桂委員 7番目の保護収容動物の福祉の向上、ニーズのところ、この保管の中に、ここは収容されてからのことが書かれていますが、実際に保管して移動中の福祉、具体的に言いますと、今、岡持ちのような中に入れられているわけですね。そうすると、あの中というのはかなり恐怖心が増すのではないのかなということと、衛生上も、全部金属の囲いなので、おしっこしちゃうと全部体にふん尿がついて衛生的にもなかなか保てないということもあります。ましてや負傷動物として運ばれて病院に連れてこられたときに、病院側としては中を外から見られない、ひっくり返さないと見られないという状況があつて、動物にとっては必ずしも快適なものではないので、移動するケージ等何かもう少し工夫していただきたいということで、収容場所の確保と移動方法のことを少し加えていただければありがたいなと思っております。

○高橋会長 保護収容動物の福祉のところですね。移動上の配慮を含めてですね。そのほか何かありませんか。どうぞ。

○中村委員 中村と申します。6番目に戻ってしまうのですが、先ほど札幌市全体ではなく一部が被災した場合の動物収容場所というところで、管理センターという話をしていたのですが、そのとき例えば動物だけを預かられてしまうのか、それともその飼い主さんも一緒に避難できるものを考えているのか、もう少し伺いたいと思います。

○黒川所長 今、災害対策として、一般に同行避難ということが言われているかと思いますが、飼い主さんが健常であって、ただ、避難したほうがよいというような状態であれば、一緒に連れて避難していただきたいということで環境省からもパンフレット等が出ております。ただ、同行して避難した場合に、避難所先で受け入れてもらえない、屋内に入れてもらえないということで、外で動物と一緒に過ごされている方の映像が熊本の災害のときも報道されたかと思います。

この避難所つきまちは、各避難所が自主運営することになっておりまして、それぞれ運営主体が動物の場所もどのように設けるかどうか決定するということになっております。ですので、今度は我々のほうで、各避難所運営する町内会を主体とした実施主体のほうに、動物のことも考えて想定していただきたいということを周知していく必要があるかと思っております。そこが、マルの二つ目の動物にかかわる災害時対応方法の周知、この中に同行避難した場合の対応を盛り込んでいく予定にしております。

○高橋会長 わかりました。よろしいですか。

○上杉委員 3番目の適正飼育の普及啓発のところ、犬猫の飼い方ガイドラインの札幌版の作成（飼い主のいない猫への対応）がありますが、地域で野良猫のお世話をされている住民の方や保護活動されている方にとっても指針となるガイドラインがあれば大変ありがたいことだと思います。ただガイドラインだけでは、飼い主のいない猫は減少しませんので、センターで譲渡前の収容猫に不妊手術をすることや、飼い猫の室内飼いの徹底など、一歩進んだ対策を考えていただけたらと思います。できましたら、野良猫のお世話をしている方に、不妊手術代の一部を援助するとか、そうした全体的な取り組みが、啓発も含むより一層の飼い主のいない猫対策につながっていくのではないのでしょうか。

○高橋会長 ありがとうございます。どうですか、これについて何かコメントありますか。

○黒川所長 一般の飼い主さんは飼い主責任ということで、以前不妊去勢の助成をやっていたのを廃止しています。この制度の再開はあり得ないということで財政担当からも申し渡されているのですが、飼い主のいない猫への対応という部分で、例えば地域で了解のもとそういった猫を地域で飼うというようなことが実施されるのであれば、地域で負担でき

ないところを行政が担うことができるかどうか、あるいはそういう需要がどのぐらいあるのか、そういったことも検討しながらというふうに感じておりますが、もしこの場で何か情報などもあればいただければと思います。

○高橋会長 どうぞ。

○上杉委員 地域の了承というのは、例えば町内会とかそういった単位で考えられているのでしょうか。

○黒川所長 そのガイドライン自体がこれからの検討になりますので、他の事例も見てということになると思いますが、ほかの事例見ましても、しっかりとした主体となる組織というと、町内会等が一般的と思っております。

○高橋会長 そのほか。

○菊地委員 3番の適正飼育の普及啓発の二つ目のマルのところ、動物飼育後の飼育相談、しつけ教室と書いていただいているのですが、この飼育前の対策として、できるだけセミナーだったり、啓蒙として、要は衝動的に飼うという人が結構多いと思うので、そのことによって問題行動なりたくさんありますので、そのあたり、パンフレットとかそういうのはつくっていただいていると思いますが、具体的にされていることはあるのでしょうか。

○上田職員 動物管理センターでは、昨年度まで、犬猫の飼い方教室ということで、年数回、これから飼う方のための教室を実施していたのですが、回数を重ねるごとに参加者のほとんどが既に飼っている方々に変わってしまっていて、それでちょっとニーズが落ちてきたという認識だったので、一旦は切りかえを考えています。けれども、こういった飼育相談、しつけ教室をしていく中で、行政として改めて飼う前の教室を開く必要があるというふうな認識になった場合は、それについて再度行うということは十分考えられると思います。

○菊地委員 よろしくお願ひします。飼い主の責任としてどういうことが大事なのか、その部分を力を入れてやっていただければなと思います。

もう一つ、さっきの話の続きになりますが、7番の保護、収容動物の福祉の向上のところの二つ目、適正な譲渡の推進というところで、さっきお話したアセスメントを使いながら、新しい里親の指導、犬と里親、その動物に対してどういう里親が適しているのかというのを、例えば欧米だとインタビューをするような機会を設けて、それで判断するという機会があるんですね。そういうのを設けられて、間違いがないようにしていくというのモ

一つかなと思いますので、考えていただければなと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほかに何かありませんか。よろしいですか。

それでは、第8章については一旦これで終わらせていただきまして、この後に、資料2として、愛護センターの立地条件について、これは動物管理センターの機能強化につながりますので、これについて事務局からご説明をお願いできればと思います。

○高田指導係長 指導係長の高田です。第10章の動物管理センターの機能強化ということで、ここでまた骨子案の第10章をごらんいただきたいのですが、動物管理センターの役割を十分に担い施策を効果的に推進するために、具体的施策で示しました人材の育成に加えて、センターの施設の機能強化に取り組むという記載がございます。

この中で、1、2、3ということで、動物管理センター機能の集約と利便性の向上すとか、2番としまして市民交流、動物愛護法の創設すとか、3番目としまして動物保護管理保護の拡充といった案をこちらで提示させていただいております。

その中で、2項目、検討項目として資料を用意しております。一つ目には立地条件について説明していきたいと思っております。

カラーの資料をごらんいただきたいのですが、立地状況を考える際に、都市型と郊外型という観点で議論をしていただきたいと思っております。資料をご用意しております。

まず、都市型の代表例として、旭川市のあにまある。こちらは平成24年に設置された施設で、延べ床面積が734平米、約3億円の建設費用で、地下1階から2階建ての建物です。旭川市の官庁街にありまして、JRの旭川駅から徒歩で約15分の場所でした。

それに対して、郊外型の代表例として、横浜市の動物愛護センター、こちらは平成23年の施設で、敷地面積が1万平米以上、施設の延べ床面積が2,858平米、建設費用が約13億円という非常に立派な施設です。3階建ての施設です。住所は、横浜市の神奈川区というところで、先日視察に行きましたけれども、JRの横浜駅から車で約40分、バスですと1時間以上かかる郊外でした。その一方で、施設にたくさん来ていただく工夫といたしまして、送迎バスを用意していました。ちょうど視察のときにも200名ぐらいの専門学校生さんがセミナーに来ていました。

以上を踏まえまして、左側の表をごらんいただきたいのですが、1番、立地条件に関する比較、5項目の観点で比較検討させていただきました。

公共交通機関による交通アクセスという観点では、都市型、郊外型であれば、都市型が非常にいい。ソフト施策が可能な周辺公共施設の活用、こういった観点につきましても都市型がいい。市全域における現場対応、動物管理センターは札幌市全域を管轄しまして、市民相談すとか、迷い犬等あれば犬の捕獲をしなければいけないという緊急対応、そういったことを考えますと、市の中心部にあるほうがどちらの方面にも対応できるということがございます。

続きまして、周辺環境への配慮、こういった点で見ますと、郊外型のほうがよりいいだろう。5点目としまして、土地代などのコストによる建築面積の確保という観点では、都心部は地価が高いという問題がありますので、郊外型がいいだろうとなっております。

あと、後ほどの議論の中でご意見をいただきたいと思っている部分といたしまして、今現在、八軒本所、こちらの場所が中央区、北区、西区、それらのちょうど合わさるような場所で、住所は西区の八軒とですけども、そういった場所というのは委員の皆様にとって都市型というふうに捉えていただけるのかどうかということも参考にご意見をいただければと思っております。

それに対しまして、火葬炉も併設しております北区の篠路の福移支所につきましては、郊外型といいましても調整区域ということでもかなり郊外になるという、そういった位置づけでないかなと事務局では思っているのですが、こちらもご意見いただければと思っております。

また、都市型の例の旭川のあにまある、こちらを視察した印象ですが、公共交通機関の利用が、都市型であれば可能になるということがあると思います。幅広い層の気軽な来所が可能になると捉えております。子どもから高齢者まで幅広い市民が気軽に来所できるようになるという観点もあると思われまます。ただ、その一方で、旭川のあにまあるはコンパクトにまとまっているという部分もございまして、少人数制、あるいは個別対応の講習会ですとか体験会などを多数回実施することで対応をしている印象でございました。

それに対して、郊外型の横浜市の動物愛護センター、非常に先進都市の例としては代表的な例だと思いますけれども、こちらは主たる交通手段が自家用車にならざるを得ないといった印象でございました。かなりいろいろな形で交通機関を使って来られる、バス路線ですとかJR、そういったところもたくさんありますが、非常に長い時間バスに揺られながらという状況になるという印象でございます。

ただ、一方で、動物やイベントに興味を持った方がたくさんの方で来所ができるという利点がございました。横浜市もそういったことを想定して、交通というか、そういった進入に向けての道路なども整備しております、横浜市内、あるいは神奈川県内、それを問わず郊外から、東京の方も含めて多くの方がお越しいただいているという施設でもございました。

また、非常に広いスペースのたくさんある施設だったので、ほかのイベントとの同時開催によりまして、多くの市民に対して、犬や猫と触れ合う形での体験型の学習の場を提供しているという印象でございました。

それらを整理いたしますと、2番の表になりますが、利用者層やイベントに関する比較ということでは、都市型はこのような○×△という形で、一旦立地条件の検討についての資料とさせていただきます。ぜひこの資料につきまして、皆様の観点でご意見をいただければなと思っております。私のほうから以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、今の事務局の話、説明を聞いた上で、この資料2の立地条件の検討ということで、どなたかランダムにご意見があれば出していただければと思います。そのときに、ここで言う都市型がいいか、郊外型がいいかぐらいまで言っていただいてから、なぜというところで話をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○上杉委員 愛護センターの立地条件ですが、あにまあるは、施設はコンパクトですが、人口が40万の都市ですので、まちの中心部の官庁街にあることで様々な対応がしやすいと思います。しかし札幌市は人口が200万都市ですので、アクセスの良い中心部となると、周辺の配慮を考えると難しいかもしれません。かといって今の福移支所ですと遠く気軽にまた頻りに足を運ぶことが出来ません。ですので、都心でもなく郊外すぎる場所でもない、例えば現在の八軒本所に周辺の空き地も利用して建設するとか、京都市動物愛護センターのように公園の中に施設があれば、近隣の環境にも配慮できます。交通のアクセスもいい、例えば中央区円山の地域ですと原生林がありますし、動物園も近いですしセンターに来所される方も多くなると思います。公共機関の利便性とか、動物を譲り受けた際は車での移動が必要になると思いますので、駐車場の確保も必要ですし、災害時の対策に於いても都心のやや郊外の八軒や円山辺りがいいように思います。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほかどなたか。
はい、どうぞ。

○樋原委員 樋原です。一長一短それぞれあると思いますが、私は個人的には郊外型というふうに提案したいなと思っておりますが、先ほど言いましたように、駐車場の問題ですとか、施設の規模によってもまた違って来るかと思っております。

都市型になりますと、やはりそういう諸問題が出てきますので、郊外型になりますと、一つ考えているのは、こういう目標に向かって、一つのモデル地区、モデル施設になるんじゃないかなと考えておりますので、今現状を考えますと、子どもが少ない、人口が減という形で考えますと、今、札幌市の場合ですと、小中学校、高校どのようになっているかちょっとわかりませんが、統合ですとか、閉校ですとか、そういった形は結構北海道の中でもあるわけですね。札幌市のほうでも、私のところではそういう傾向にありますよといったことを耳にしております。閉校であればその土地面積が該当するのであれば都市型でも構わないですが、難しいかなと思いますので、郊外ですと、統合ですとかそういったところで結構広い土地があるんじゃないかなと思いますので、そうすると被災動物の施設にも使えてくるのではないかなというところがありますので、郊外型というふうに私は考えております。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほかご意見ありませんか。いかがでしょうか。どうぞ。

○桂委員 都市型という言い方が、私、適当なのかどうか何とも難しいなと思うのですが、いわゆる市中心部型ということなのかと思います。要は公共交通、公共施設へアクセスできるところなのか、車でないと行けないところなのか。あと、こういうものはお金の問題もあるので、土地の値段も大きく関係してくるだろうと思いますし、そういった意味では、都市型であれば旭川市と、幾ら郊外型といっても横浜市とはまたちょっと違って来るだろうと思います。

やはり札幌は札幌の状況を考えて、ある程度関東よりは土地の価格もそうきつくないでしょうし、逆に公共の交通機関が張りめぐらされている都市でもない。ですので、そういうどっちかの二者択一ではなくて、中間点を探りやすい地域でもあるので、そういった立地を考えると、まさに先ほど上杉さんが言われたように、八軒は都市型かというとして、車でないとなかなか行けないところだから都市型とも言いがたいのかなと思いますし、そういった面で余り都市型が郊外型かというのではなくて、札幌の持つ立地条件のいいところをとって選べばいいのではないかなと思いました。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほかにご意見ありませんでしょうか。

○佐藤委員 私の中では、犬とか猫が収容される場所であるからこそ人が集まってきたりというのがあるので、あにまあではせつかくドッグランをつくったのにほとんど使えていないという現状もあるので、せつかく建てるからには、しっかりその施設の充実したような場所で建ててほしいなというのがあります。なので、私の中では、郊外型のほうがいいんじゃないのかなと傾いています。

○高橋会長 そのほかありますか。これと、この次で話す施設内容の検討ということになってくるといろいろご意見がたくさん出てきそうですけれども、あとどなたか何か意見ありますでしょうか。

○黒川所長 先ほども桂先生からご意見があったのですが、八軒本所の立地ですね。あそこの場所で、今、前に 2,000 平米の公園がございます。その転用というのもなかなか難しいのですが、もし仮にあそこの場所でということになったら、都市型ではないというご意見だったのですが、もう少しそれについての何かご意見いただければなと思います。

○桂委員 札幌の生活での交通手段というのはやはり車が主体になって、東京と違って車がないと、というところもあるので、車で来てあんまり遠くないところということ考

えると、そういった意味では便利なスポットだと思うんですね。ですから、札幌の感覚の移動距離としては都市型になるだろうと思います。ただ、いわゆる公共機関としてはちょっと不利な面はありますが、ただ、それとしても、来れない、利用できない、便利ではないけど工夫すればたどり着くところで、JRの八軒駅もあるわけですし、バスもあるわけですし、そういった意味では可能だと思います。あんまり遠くない、大変でない距離で、札幌市内で移動できて、わりと広大なところという意味では、八軒というのは準都市型としての位置づけに僕は感じています。

○高橋会長 ありがとうございます。どうでしょう、今の事務局の所長からお話があった八軒のところは。皆さんそれぞれの考え方あるかもしれません。何かあったら、ちょっと一言言っていただけませんか。

はい、どうぞ。

○上杉委員 八軒ですと北大も近いですし、連携協力とか官民協働でできるということも可能になると思いますし、交通の便も良くて車での移動もしやすくという面では、市民が集まりやすい場所だと思いますので賛成です。郊外でもないし、都心でもないですので好条件ではないでしょうか。近隣への動物のにおいや鳴き声などの配慮を考えますと、中心部過ぎても難しいですし、先ほど佐藤委員がおっしゃっていたように、ドッグランがあっても利用できないということにもなりますし、そういった意味においても立地的に八軒がいいように思います。

○高橋会長 この系統の施設をつくるときに、多分どこかで動物の愛護センターができるといったときに、反対という市民の人は結構出てくる可能性があると思うんですね。そういう意味では、今、現状にある管理センターのところが、あの5倍ぐらいの広さになるわけですね。そうすると、結構いけるかなと思うんですね。僕、前の委員会のときもちょっとお話したことあると思いますが、座長でこんなことを言っていいのかあれですが、ちょっとだけ。

僕、京都型の公園の中にある動物愛護センターみたいなものがあるというのは、ちょっと夢なんですよ。もしつくと決めても絶対反対をされない、だからやはり郊外型ですけども、郊外型でもある程度の交通のアクセスがあるようなところで、人工の森でもいいから、そこは春には絶対桜が満開になる、秋にはイチョウ並木がたくさんあるような、そんな感じの中に動物愛護センターがあつてというのが、動物愛護センターはきれいなところばかりじゃないわけですね。さっきから皆さん言われたとおり、どうしてもしょうがなくて殺処分される子もいるかもしれないし、それから周りにはおいとか声というのは出てくる可能性があるし、そういうのが絶対出ないような場所でやらないとうまくいかないのではないかなと。前も冗談で言ったのですが、月寒ドームのあのあたりというのは、

今、非常に広大に空いていますよね。あの辺が今どういうふうに使われているのか分からないですけれども、あの辺にもしできれば、アクセスだってそんなに遠くはないと思うし、あれは東豊線でドームのところまで行って、あそこからタクシーで行っても大した距離じゃありませんし、あの辺だと八紘学園もあるから動物に関するアレルギーというのはそんなにないはずですし、あの辺をそういう公園と同時に札幌市が買収するか、もともとある土地かわかりませんが、もしできるのであれば最高だなと。

というのは、今、このことを10年スパンでやっていこうというときに、公園だったら10年、20年あれば本当の公園になりますよね、木植えたりしても。そうすると、その施設のほうが勢いを持った形でいくためにはやはりある程度の広いところで、北海道の人は車社会ですから、車で移動することに関してはそんなにきつくはないのでいいんじゃないかと勝手に思っていました。

すみません、時間がだんだん減ってきましたので、この立地条件の検討について、あと何かご発言があれば出していただきたいと思います。一旦これ締めてよろしいですか。

それでは、第3の資料が札幌市動物保護センター（仮称）の施設内容の検討ということですので、これについても事務局のほうから何かお話しいただけますでしょうか。

○高田指導係長 続きまして説明させていただきます。資料をごらんください。

一応、屋内施設、検討すべき項目の一覧ということで、今回、A、B、Cということで部門別に分けさせていただきました。Aというのが市民交流、動物愛護部門ということで、現在、本所、あるいは支所の機能を合わせ持ってもこの機能がないような状況、そういった内容になっております。Bにつきましては、事務管理部門ということで、事務所の部分なので省略をさせていただいております。また、Cにつきましては、動物保護管理部門ということで、保護収容施設等の内容になっております。

まず、Aの市民交流、動物愛護部門のほうからご説明させていただきます。譲渡、相性を確認してということについて考えております。用途としましては、触れ合う部分、譲渡相性確認ですとか、犬の室内訓練なんかを想定しておりまして、参考情報といたしまして、先日視察した横浜市と京都市の平米数、京都市が50平米、横浜市が188平米でした。

また、その次が市民交流スペースということで、いろいろな展示ですとか、あるいは動物に関する図書などを設置しているようなスペースでしたけれども、市民が気軽に利用できるようなスペースということで、特に京都がそうでしたが、玄関ホールとつながり、その中で開放的な空間、それで市民の方々が来やすい部分をつくるといった形をとってございました。

その次は、多目的ホールということで、こちらがセミナーの開催ですとか、室内イベントの実施ができるようなスペース、そういったものも用意しておりました。京都市は、こちらが200平米、横浜市が256平米でした。こちらも広いスペースでした。

また、ボランティアの方々が活動していただけるようなスペースとしまして、ボランテ

ィア活動室ということで、用途としましては、イベントに関する準備ですとか打ち合わせといったものを行う、そういったスペースになっておりました。

その中で、横浜市は完全にボランティア室という形で用意しているような状況、京都市につきましては、事務管理部門との併用ということで、パーティーションで区切ってそういったボランティアの方たちの活動スペースを確保するといった工夫もありました。

その次は個別相談室ということで、相談ですとか指導、実際譲渡する際の説明やなんかを行うスペースということで、こちらにつきましても、事務管理部門と併用している施設、あるいは独立した個別の相談室を幾つも用意している施設がございます。

Bは省略させていただきます、Cです。動物保護管理部門ですけれども、まず犬の収容室です。これはどちらの施設を視察しましても、原則個別管理という形で、京都市は大型犬は4平米確保し、小型犬、中型犬が2平米という形で犬の収容室を確保しているという形をとってございました。

猫の収容室つきましても原則個別収容で、京都市が1匹当たり1平米という形で計算されておりました。

また、検疫室とか隔離室という形で用意している施設もございます。感染症あるいは譲渡の適正な判断という形で検疫室は活用し、また隔離室につきましては、狂犬病等を判定する観察室にも使っているという状況でした。

また、負傷動物室ということで、負傷動物もそれぞれ使用できるような部屋ですね。また、検査室という形で、収容動物の一時収容という形になるかもしれませんが、早急に動物病院のほうにお願いするほうがいいか、現場のほうですぐ治療ができるレベルかというのを判断する意味で、検査室という形で一定程度の検査診察をする体制を整えているところもございました。

また、処置室という形で、こちらにつきましては、処置室という言葉で、本当に動物病院の大きな施設を用意しているセンターもございましたし、われわれの施設の倍ぐらいの処置室などもございました。収容動物の治療、あるいはトリミング室とかグルーミング室という形で、トリミング等を行える流し、あるいは乾燥場所、そういったところを用意しているところもございましたし、それらを兼用しているような部分もございました。

また、洗浄滅菌室という形で、ケージや器具の洗浄を熱湯消毒中心に行えるような部屋を用意しているところもございました。また飼料庫、あるいは飼料調製室という形で飼料を保管するようなスペース、また、災害の話がございましたけれども、災害物資の保管スペース、災害物資の保管や支援物資の受け入れスペースを確保しているところもございました。

こちらは、札幌市の場合であれば、愛護センターを新設する場合には、福移支所の今現在使用しているスペースですとか、空きスペースが出てきてしまうというのがありますので、そういったところの活用というのが求められてくると思います。そういった際には、こういった災害物資の保管スペースとしての活用が一つ考えられるのではないかと考えて

おります。

その次の遺体安置室については、どうしても火葬は福移支所で行うこととなりますので、一時保管のための冷蔵スペースが必要になると考えております。

その他特殊設備としまして、やはり動物の施設ということで防音防臭、こちらにつきましてはどこの施設も工夫されているという形で、防臭であればオゾンやなんかの脱臭装置が各所に設置されているということがございました。

また、部屋ごとの空調、あるいは二部屋、あるいはそのスペース全体の空調という形で、特に本州は暑いという状況もございましたので、空調管理は北海道以上に管理工夫されているという一面がございました。

2番目のほうにいきます。屋外施設、これは都市型の場合に特に精査が必要であると考えております。駐車場の確保ですとか、収容犬を運動させる運動場、これを屋外なのか屋内なのかという検討もございませぬけれども、そういったスペースが必要だろうということ。

あと先ほど議論にも出ておりましたけれども、広場とか、公園とか、そういったスペースも一定程度確保することも必要ではないかと考えております。

3番目としましては、福移支所と本所を一体化させた場合に、福移支所の空きスペースの活用方法というのが重要になってきます。こちらにつきましては、一応事務局としましては、災害物資の保管スペースですとか、あるいは過去に殺処分が行われていた、そういった施設ということで命の教育という観点で見学学習施設としての活用なんかもできるのではないかと考えております。この機会にいろいろ皆様からご意見賜ればと思っております。私からは以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。今、屋内施設について、事務局のほうからご説明をいただきました。何か皆さんいいアイデアや、こうしたいなということがあれば、それぞれ皆さんご発言お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○菊地委員 今読んでいただいた2番の屋外施設のところには書いていただいているのですが、収容犬運動場、室内にも検討というふうには書いていただいているのですが、これはぜひとも里親を探すために再トレーニングというか、リハビリテーションを行動学的にするためにも、外と中、できれば両方お願いしたいなと思います。

というのも、室内でできることも外だとできないという場合もあるので、その観点から考えると、両方場所は必要かなと思いますので。

○高橋会長 ありがとうございます。大事なことですね。そのところも、きちっとできればおもしろいと思います。そのほかどなたかありませんでしょうか。

○折戸委員 折戸です。よろしく申し上げます。この犬収容室、猫収容室ですけれども、

平米で出されていますが、大体でいいのですが、収容頭数どのぐらい入るか、大体数字で出されていますでしょう。今の福移支所よりは大きい施設を考えていますでしょうか。

○高田指導係長 今現在は、他都市の状況を参考にして、どのぐらいのレベルが最低限必要かなど試算をしているというレベルですけれども、犬の収容頭数としましては30頭程度のレベルを考えています。

それに対しまして、猫の収容数という部分では60頭ぐらいの猫の頭数を最低限は必要であらうと考えています。今現在、福移支所の収容状況が、頭数で言いますと80とかそういうレベルがずっと続いておりまして、そういったわれわれのほうの収容状況も加味しながら、いろいろ検討しなければいけないなと思っております。

○折戸委員 大型犬だとそんなに収容頭数入りませんよね。その30頭というのは、どのぐらいの大きさで考えていますか。

○高田指導係長 それは京都の例を示させていただいたのですが、大型犬で4平米ぐらいを確保、小型犬、中型犬で2平米ぐらい、猫については1平米ぐらいを確保できればということと考えております。

○高橋会長 よろしいですか。上杉さんどうぞ。

○上杉委員 猫の収容数ですが現在、収容状況が80頭ぐらいと多いですが、冬場は少なくなりますので、収容数の変動に対応できるような工夫があると、より有効的な使い方ができるのではないかなと思います。

○高橋会長 よろしいですか。そのほかどなたか。

○桂委員 この施設の内容は、具体的に考えて、今、果たして意味があるかどうかちょっと難しいところがあると思うんですけれども、細かい数字を挙げるよりも、考え方として、例えばいろいろな検疫室とか併用できるものは併用できるでしょうし、というような柔軟な考えをまず入れていったほうがいいなということと、それと犬と猫というふうに分けていますが、部屋を分けて柔軟に、犬が多くなったら犬が、猫が多かったら猫と、最初から決めつけなくて柔軟に対応できるような収容施設のほうがいいと思いますし、猫で1平米は結構大きいと思うんですね。非常に理想的だしいと思います。これもまた少し段階的に、負傷直後の場合ですとか、これから治って馴化していく時期とか、いろいろなことを考えて、あまり決め過ぎないような収容、そういう考えのほうがいいのではないかなと思えました。

○高橋会長 ありがとうございます。あと何かありませんでしょうか。

逆に、ここのところはどんどん、今日言い忘れたことは、また後で出してもらっていいですよ。たくさん出た中でチョイスをしていって、できることとできないことを選択して、これをつくるときの要になると思いますので、もしまた何かあればどんどん出してもらいたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

一応、今日も時間が9時までを予定しております、もうそろそろ9時近くになっておりますので、また座長一言発言してよろしいでしょうか。すみません。

先ほど広いところで、広いところという話をして、やっぱりこの施設は、先ほどもあった、もし大型の災害があったとき、それから北海道との道央圏で災害があったときには、道庁だから札幌市だからということではなくて、やっぱり札幌のこの愛護センターが多分中心的に動かなきゃいけない場所になると思うんですね。道庁は、どう愛護までこういうのをつくる構想はほんのちょっとであっても消えてなくなっていますし、今、北海道全体でこの動物愛護施設ができるのは、今やっと札幌がここまでこういう議論ができるようになったこの施設ですから、そうすると、札幌市には悪いですけども、小さな根性じゃなくて、大きな気持ちで北海道全体をやるぞというぐらいの動物愛護センターが札幌にできれば、札幌を中心として動けるのではないかなと思って、これも前のときにそこまで言うとかヤバいなと思って言わなかったんですが、今日せつかくの機会なので、そういうことからすると、動物管理センターで全てこれをつくろうというのではなくて、考え方を、逆に言うところの中に例えば老人施設や養護施設なんかも隣接して置けるような、公園という考え方からすれば、パーツという考え方からすればそこにも置けるし、それから本当に災害があったときに一番その場所に例えば災害動物収容施設をつくるとしても、緊急につくるとしても、そこだと住民からの反対が出なくてできるはずなんですね。ぜひそのことも含めて市長に進言していただきたいのは、管理センターだけでということよりも、市が一つこういうものをつくって、その一部に管理センターをつくらせてくれというぐらいの気持ちでお話をしていただけませんか、勝手な思い。

で、もし例えば八紘学園かあの近辺にできるのであれば、結局、今、そばにある例えば道の家畜保健所もその中に入れてしまうぐらいの、そして道も一緒になってやってもらおう。去年の年末あたりに道の保健福祉部のほうの保健所の犬たちを連れてここでボランティアの人も入れて譲渡会をやったのを覚えていますでしょうか。

あのときに、結局、ちょっと前の所長と話したんですけども、やっぱり何ととっても譲渡するには札幌中心の道央圏でないとなかなか難しいだろうということで、あのときは千歳保健所も連れてきていましたし、近郊からも連れてきていましたし、やっぱり札幌せつかくリーダーシップをとるなら、そんな形で道とこういうところは一緒になって仕事できるような形が、行政の間を通るのは非常に難しいのかもしれない、できないのかなというのはちょっと私の考えなんですよ。そうすれば、道からもある程度の予算は出して

もらえるし、これも勝手ですよ。道民、市民でその辺のからくり分からないから言うんですけれども、やっぱりそれぐらいの大きな形の動物愛護センターができればなと思っていますので、これもばかなやつだなと言われていいから議事録に残しておいていただきたいなと思います。

すみません、そのほか何かあれば出していただいて、なければ一応事務局のほうから事務連絡があるかどうかで、事務連絡を聞いた上で、一旦ここで閉めたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。最後に発言したい人がいたら手挙げていただければ。

では、事務局のほうで連絡事項があればお願いいたします。

○高田指導係長 第3回の会議につきましては、9月末の開催を予定しております。開催日につきましては、改めて日程調査させていただきまして、ご連絡させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。私からは以上でございます。

○高橋会長 すみません。ありがとうございました。では、第3回については9月ということで、まだ日程ははっきりしてないですね。また事務局のほうから追って皆さんのほうに連絡をいただけたと思います。ちょうど5分前になりましたので、最後に何か発言したい方、挙手をして発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして第2回の推進協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。